平成２４年（フ）第３７４号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田２丁目５番20号　ドミール・コハシＡ101号
債務者　白石　広昭
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
埼玉県蓮田市大字黒浜4508番地１　クリスタル21Ｂ―202号
債務者　太田　　新
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
埼玉県幸手市東２丁目11番２号　桜ハイツ201
債務者　田所　健治
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目24番地　高須ビル103号
債務者　筒井　和徳
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７７号
名古屋市緑区鳴海町字乙子山85番地の10　なるみグリーンコーポ４棟436号、住民票上の住所愛知県瀬戸市美濃池町84番地の１
債務者　中野さやか（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１１号
名古屋市北区上飯田南町５丁目31番地　シティサンフラワー３Ｆ号
債務者　田村　　一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６３号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番10号　モリハイム豊新Ⅱ102号
債務者　辻本　襟子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４６号
大阪市住吉区住吉２丁目16番９号
債務者　酒井　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９０号
大阪府吹田市千里山西１丁目39番24―209号
債務者　奥田　浩貴
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１７号
大阪府八尾市宮町１丁目２番18―202号、前住所大阪府八尾市長池町２丁目91番地の57
債務者　北畑　裕志
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２８号
大阪市西淀川区出来島２丁目９番41号
債務者　姫野　竜一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３４号
大阪市浪速区大国３丁目11番21―1007号
債務者　田盛志津香（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６１号
大阪府吹田市豊津町18番21号
債務者　みなもとハウスこと　辻野　源之
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４５号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―702号
債務者　蒲田　理絵
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５８号
大阪府大東市中垣内１丁目１番７号　市本和津子方、住民票上の住所大阪府大東市深野３丁目７番19号　Ｅ棟506号
債務者　松浦　史織
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６８７号
大阪府八尾市福万寺町１丁目93番地の１
債務者　竹本正吉こと　姜　　正吉
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８０５号
大阪府吹田市山田西３丁目51番６―101号
債務者　北川　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで大阪地方裁判所第６民事部